

令和6年3月13日

井郷地域会議
会長 加藤 勝 様

豊田市長 太田 稔彦

検討結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき諮問し、答申を受けたことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告事項 令和5年9月20日に井郷地域会議から受けた「高齢者の社会参加の促進に関する取組」に関する答申については、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、これを踏まえて検討したほか、計画に位置付けた事業の推進に当たり参考にしていきます。
なお、個別の答申の内容に対する市の考えは別紙のとおりです。
- 2 主管課名 福祉部高齢福祉課

井郷地域会議からの答申に対する検討結果

1	答申内容	【居場所づくり】 ・高齢者クラブへの参加に関してメリットを知ってもらい、高齢者クラブ対象年齢になったら、全員に案内してクラブ参加を促す。 ・集会所や区民会館ではない気軽に参加できる居場所づくりや新たなイベントが必要。 ・高齢者クラブ以外の活動として、対面での趣味サークルやラジオ体操、リモートでの集まり等への参加を新たに促す。
	市の考え	・高齢者クラブのメリットや対象年齢を案内することは、当該クラブの加入が促進され、生きがいづくり等の活動が推進されると考えられるため、地域の協力を得ながら、情報の発信等を考えていきます。 ・井郷地域において市が把握している集いの場はほぼ全て井郷交流館、井上公園で行われています。集会所等のより身近な場所で開催されることで、参加する高齢者はいると見込まれます。 ・高齢者クラブ以外にも多様な集いの場があるため、地域包括支援センター等がコーディネーターとなり、高齢者に集いの場を紹介する、「集いの場へのコーディネート事業」を推進していきます。
2	答申内容	【周知方法】 ・不特定多数に呼び掛けるのではなく、知り合いから誘って個人に向けてイベント等への参加を働きかける。 ・団体やイベントへの参加を近所の方から誘い合って、コロナ禍で疎遠になったご近所づきあいから始める。 ・地域包括支援センターや自治区と連携して高齢者の家族に対してアプローチして社会参加を促す。 ・高齢者がグループ、団体等で地域社会活動や世代間交流といった社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介する。
	市の考え	・高齢者等実態調査では、会・グループ活動に参加していない理由として、「なんとなく参加していない」、「きっかけがない」と回答する人が多かったことから、知人から誘うことは参加の後押しになると考えられます。 ・「集いの場へのコーディネート事業」を推進していく中で、コーディネートの好事例や高齢者の社会参加の事例を市ホームページ等で紹介していくことを考えていきます。

3	答申内容	【地域として取り組める事項】 ・ふれあいまつりや地区のお祭り等井郷地域全体で交流できるものに参加を促す。 ・高齢者だけでなく家族で参加できるプログラムを地域で実施する。 例) 農業、ものづくり、忘年会等孫と一緒にできる内容。 ・自治区として区長が高齢者の社会参加促進活動を進めることを案内（アナウンス）し、繰り返し情報を区民に知らせる。
	市の考え	市は「集いの場へのコーディネート事業」を推進していきますが、顔の見える関係である自治区住民等がコーディネートすることや家族と一緒に参加することで、高齢者も行事や会・グループ活動に参加しやすくなると考えられるため、「地域として取り組める事項」の推進を期待します。